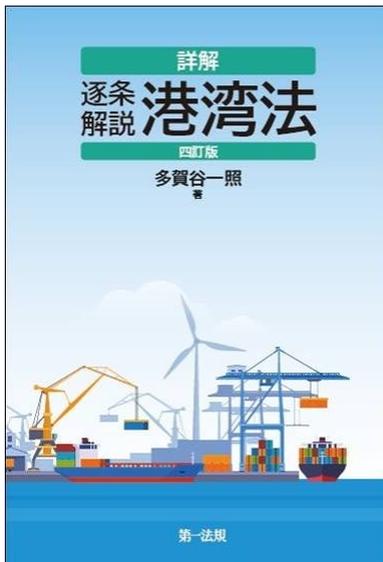


【新刊】『詳解 逐条解説 港湾法 四訂版』 発刊！

待望の四訂版が登場！最新の港湾政策に対応した、“港湾法” 唯一のコンメンタール！

法律関連出版物、各種データベースを提供する第一法規株式会社（所在地：東京都港区、代表取締役社長：田中英弥）が、『詳解 逐条解説 港湾法 四訂版』を、2023年8月23日に発売しました。



■詳細・試し読み・購入はこちら

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104715.html?utm_source=prtimes

■amazonでの購入はこちら

<https://www.amazon.co.jp/dp/4474093151>

■楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17527832/>

■紀伊国屋WEB STOREでの購入はこちら

<https://www.kinokuniya.co.jp/f/dsg-01-9784474093157>

● 概要

読者のみなさまから大変好評をいただいている、「港湾法」に関する精確な解釈と運用が理解できる逐条解説書が、このたび5年ぶりに改訂いたしました。

本書は、令和元年・4年の法改正に対応しており、逐条解説のほか、港湾法と港湾施設管理条例等との関係に言及して、港湾管理実務の法的側面についても分析しています。

港湾に関係する国土交通省・地方自治体の職員、港湾管理者は必携の一冊となっておりますので、是非この機会にご一読ください。

【四訂版のポイント】

- 洋上風力発電の導入促進に向けた環境整備や港湾における脱炭素化の取組推進
- 世界的規模の感染症の流行等の新たなリスクへの対応力強化などの解説を盛り込み、全体的な見直しを実施いたしました！

必要を助言することができる。
II 第五項から前項までの規定は、港湾脱炭素化推進計画の変更について準用する。
本条は、港湾管理者が定める港湾脱炭素化推進計画に関する規定である。港湾管理者は、官民連携による脱炭素化の促進に資する効果的な利用の推進を図るための計画として、港湾脱炭素化推進計画を作成することができる。港湾脱炭素化推進計画を作成するに当たっては、遅滞なくこれを公表し、国土交通大臣及び港湾脱炭素化促進事業の実施主体に及びしなければならない。
第一項
本条等の非化石エネルギー源を取り扱うための港湾施設の整備や船舶用燃料の脱炭素化への対応など、官民連携による脱炭素化に資する具体的な取組について、地域の実情に応じて総合的に検討するとともに、荷主、物流事業者や関係地方公共団体をはじめとする関係者の連携を確保し、当該取組を実効性のあるものとする必要があることから、港湾管理者による港湾脱炭素化推進計画を作成することができることとする。
第二項・第三項
本項は、港湾脱炭素化推進計画に定める事項に関する規定である。港湾脱炭素化推進計画には、概ね次の事項を定めることとして、連携している。
官民連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進に関する基本的な方針
港湾脱炭素化推進計画の目標
本条等の非化石エネルギー源の取扱いや港湾施設の使用に伴い発生する温室効果ガスの排出削減量とその目標年次など
港湾脱炭素化推進計画の目標を達成するために行う港湾における脱炭素化の促進に資する事業、港湾脱炭素化促進事業及びその実施主体に関する事項

第一節 港湾脱炭素化推進計画

(港湾脱炭素化推進計画の作成)

第五十条の二 港湾管理者は、官民連携による脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二項の二に規定する脱炭素社会の実現に資することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス（同法第一條第三項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うこと）をいう。次項において同じ。の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（以下「港湾脱炭素化推進計画」という。）を作成することができる。
2 港湾脱炭素化推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
官民連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進に関する基本的な方針
港湾脱炭素化推進計画の目標
前項の目標を達成するために行う港湾における脱炭素化の促進に資する事業（以下「港湾脱炭素化促進事業」という。）及びその実施主体に関する事項
港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関する事項
計画期間
前項第三号に掲げるもののほか、港湾脱炭素化推進計画の実施に関し、港湾管理者が必要と認める事項
3 前項第三号に掲げる事項には、港湾脱炭素化促進事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。
第一項第六項の規定による認定の申請を行うおとす施設に関する事項
第二十七條第一項の許可を要する行為に関する事項
第三十八條の二第一項又は第四項の規定による届出を要する行為に関する事項

目次（一部抜粋）

- ・ 第一章 総則（第一条～第三条）
- ・ 第一章の二 港湾計画等（第三条の二～第三条の四）
- ・ 第二章 港務局（第四条～第三十二条）
 - 第一節 港務局の設立等
 - 第二節 港務局の業務
 - 第三節 港務局の組織
 - 第四節 港務局の財務
- ・ 第三章 港湾管理者としての地方公共団体（第三十三条～第三十六条）
- ・ 第四章 港湾区域及び臨港地区（第三十七条～第四十一条）
- ・ 第四章の二 港湾協力団体（第四十一条の二～第四十一条の六）
- ・ 第五章 港湾工事の費用（第四十二条～第四十三条の五）
- ・ 第六章 開発保全航路（第四十三条の六～第四十三条の十）
- ・ 第七章 港湾運営会社（第四十三条の十一～第四十三条の三十一）
 - 第一節 港湾運営会社の指定等
 - 第二節 港湾運営会社の適正な運営を確保するための議決権の保有制限等
 - 第三節 国際戦略港湾の港湾運営会社に対する特別の措置
- ・ 第八章 港湾の適正な管理運営等に関する措置（第四十四条～第五十条）
 - 第一節 港湾の利用に関する料金
 - 第二節 滞船の場合における要請
 - 第三節 特定港湾情報提供施設協定
 - 第四節 港湾管理者の業務に関する国の関与
 - 第五節 港湾に関する情報の管理等
 - 第六節 協議会
- ・ 第九章 港湾の効果的な利用に関する計画（第五十条の二～第五十一条の五）
 - 第一節 港湾脱炭素化推進計画

- 第二節 特定利用推進計画
- 第三節 国際旅客船拠点形成計画
- 第四節 港湾環境整備計画
- ・ 第一〇章 港湾等の機能の維持及び増進を図るための措置（第五十二条～第五十六条の二）
 - 第一節 国土交通大臣がする港湾工事等
 - 第二節 埠頭を構成する行政財産の貸付け
 - 第三節 公用負担及び非常災害等の場合における措置
 - 第四節 港湾工事の費用の負担の特例
 - 第五節 港湾施設の建設等に係る資金の貸付け
 - 第六節 港湾区域の定めのない港湾
- ・ 第一一章 港湾の施設に関する技術上の基準（第五十六条の二の二～第五十六条の三）
 - 第一節 技術基準対象施設の適合義務
 - 第二節 登録確認機関
 - 第三節 特定技術基準対象施設等に関する措置
- ・ 第一二章 雑則（第五十六条の三の二～第六十条の五）
- ・ 第一三章 罰則（第六十一条～第六十六条）

資料

- 港湾法（昭和二五年法律第二一八号）
- 港湾法施行令（昭和二六年政令第四号）
- 港湾法施行規則（昭和二六年運輸省令第九八号）

事項索引

• 商品概要

商品名：詳解 逐条解説 港湾法 四訂版

著：多賀谷 一照

定価：5,500円（本体5,000円＋税10%）

仕様：A5判・822ページ

発売日：2023年8月23日

ISBN：978-4-474-09315-7

発売元：第一法規株式会社 https://www.daiichihoki.co.jp/?utm_source=prtimes

当プレスリリースURL

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000581.000059164.html>

第一法規株式会社のプレスリリース一覧

https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company_id/59164

【本件に関する報道関係者からのお問合せ先】

第一法規株式会社 販売促進局 販売促進第二部

電話：03-3796-5477

メールアドレス：jichi_info@daiichihoki.com

自治体向け商品案内ツイッター：<https://twitter.com/daiichihoki2> (@daiichihoki2)

